

# 高齢者施設における 救急対応について

令和4年度 八高連講演会資料

# 介護の現場から リーダーのためのブログから

・ 入居者が急な体調不良などで救急車を呼んだ時、救急隊から必ず聞かれることがあります。

「延命はどうしますか？」

うちの施設では入居時にいざという時の意向は聞いていますが、入居してしばらくすると古い情報になるため、このような時にも改めて家族に電話で確認します。

その時たまにあるのが

家族

「延命治療って何ですか？」

介護士

「えーと、えーと…汗」

・ 家族も介護士も延命治療（延命措置とも言う）について知識がないというパターン。その場の勢いで返答して、後から「こんなはずじゃなかった」と後悔しないためにも、普段からいざという時の心構えをしておく事が大切です。

# 延命処置とは

一般に、回復の見込みがなく、死期が迫っている終末期の患者への生命維持のための医療行為をいう。人工呼吸器の装着、心臓マッサージや昇圧剤投与による心肺機能の維持、水分や栄養の点滴などがある。ただし、「終末期」の明確な定義はなく「いつまでが救命で、いつからが延命か」という線引きは難しい。

## 1 心肺蘇生処置

心臓や呼吸が止まった時に行う治療です。

- ① 心臓マッサージ
- ② AED
- ③ 気管内挿管・人工呼吸器

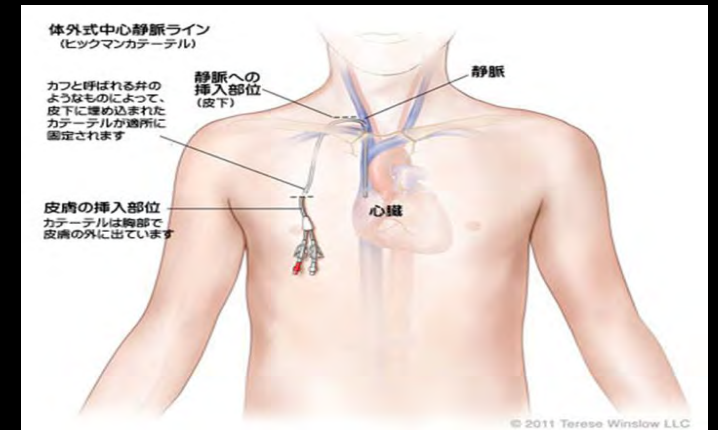
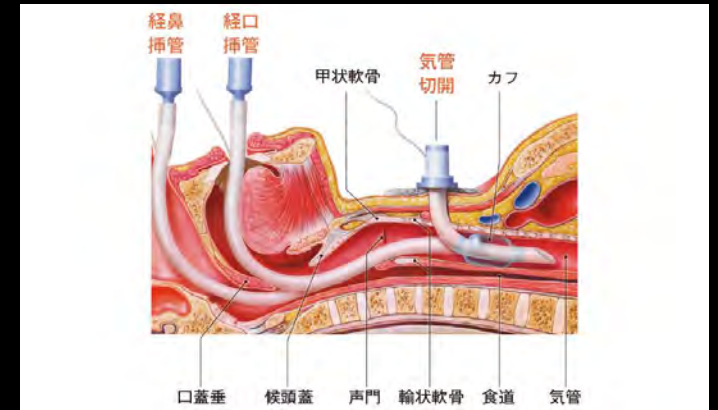
## 2 静脈栄養法

消化管の働きが悪い場合、点滴で血液に直接栄養を流し込む方法です。

- ① 中心静脈栄養
- ② 末梢静脈栄養

## 3 胃ろうや経鼻経管栄養

口からものを食べられなくなった時に、鼻や胃にチューブを通して栄養を注入する方法です。



# 看取りとは

- ・ 心身の機能低下や病気の悪化により衰弱が明らかで、回復が見込めない状態であることから、医師の診断を受け、ご本人やご家族のご希望を伺ったうえで、ご本人、ご家族の同意のもと、ご本人、ご家族の心身の負担の軽減を最大限に考えながら最期の時を施設等で過ごしていただくことをいいます。

# 延命治療について考えた時、とても大きな リスクが2つあります。

## 1. 本人を長く苦しめてしまうリスク

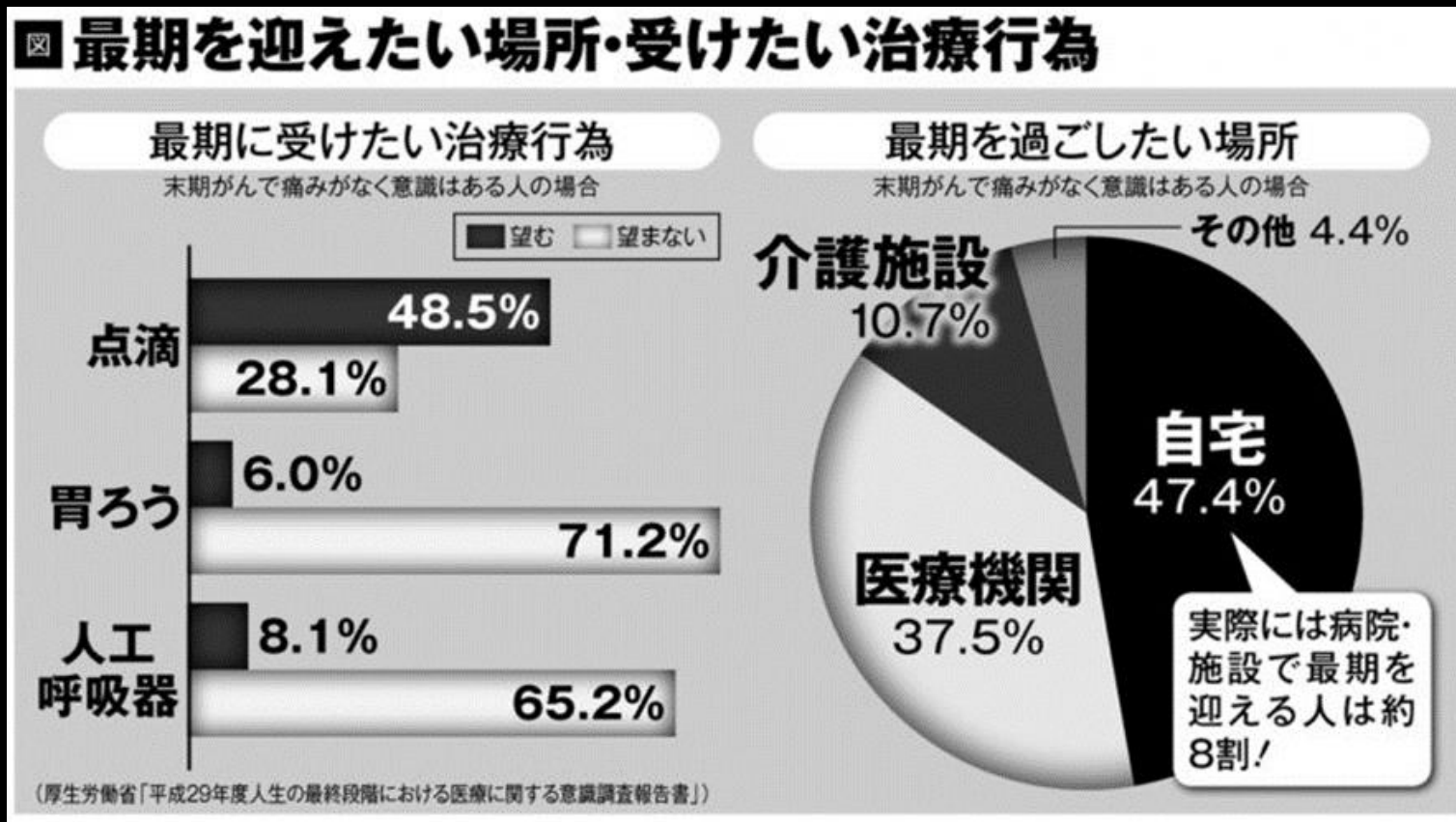
寝たきりの状態で、ベッドに縛り付けられて、褥瘡などの新たな苦しみを発症して、果たしてそのような状態になってまで本人は生きる事を望んでいたのかと言う事です。「出来るだけの手を尽くす」が「出来るだけ長く苦しめる」事になってしまうリスクがあります。

## 2. 一度延命治療を始めたら、簡単には中止できないリスク

医師は基本的に延命至上主義です。それが仕事ですから。一度延命治療を施した後それを止めるという事は、意図的に命を断つ行為として訴えられるのではないかという懸念があります。また、家族であっても責任を持ってそのような選択を出来る人は少ないのではないのでしょうか。

多くの場合、延命治療に関する選択は本人の意思を無視したところで行われています。

選択を迫られる時というのは、本人が病気や高齢などで意思表示ができない場合がほとんどだからです。



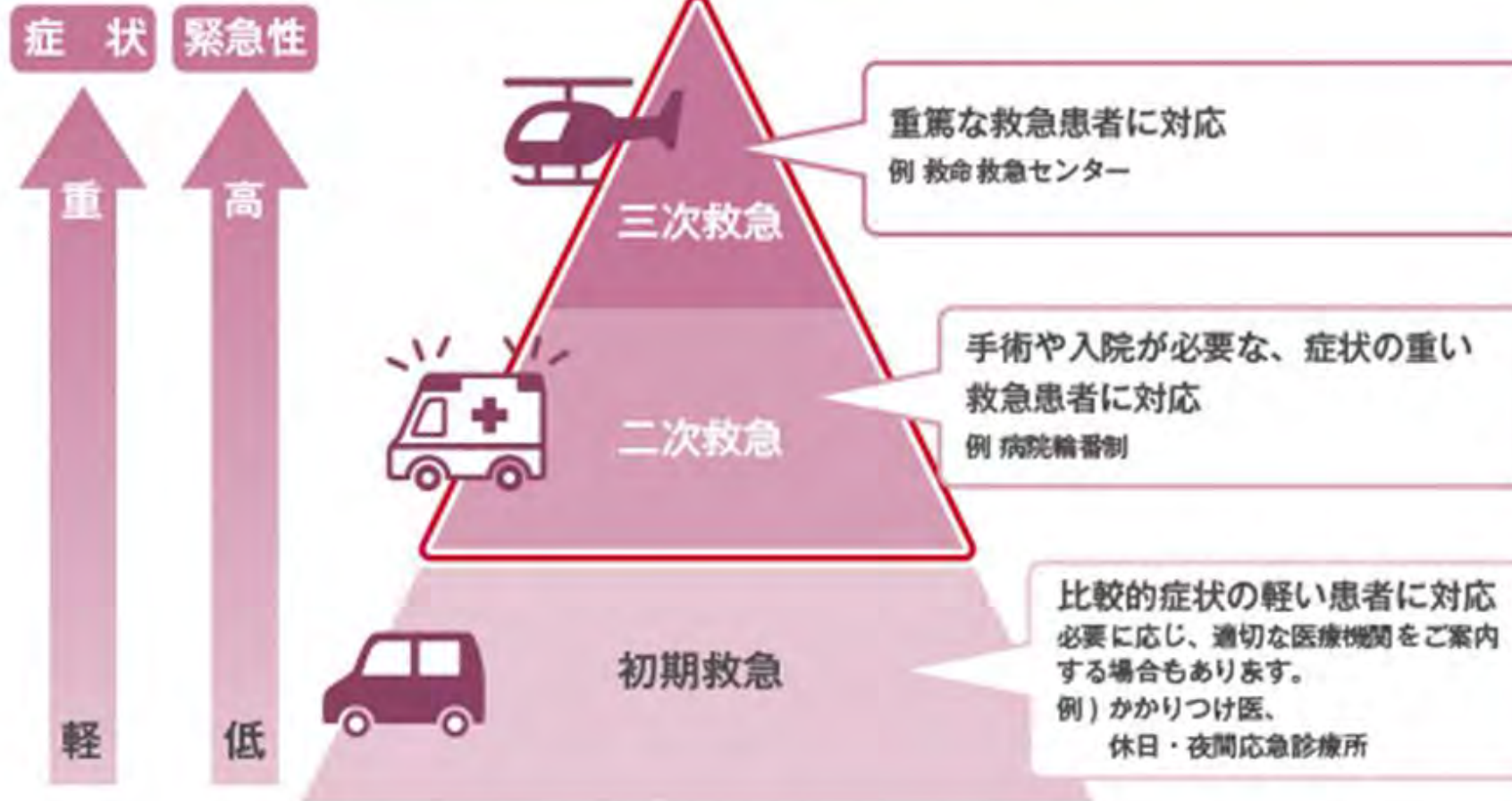
# 1 . なぜ救急隊は延命処置について聞くのか

- ・ 実際の場合になると、けっこうな勢いで聞かれるので、家族も介護士もプレッシャーに感じると思います。
- ・ しかし救急隊の立場としては、これを聞かないことには身動きが取れませんから、必ず答える必要があります。
- ・ 救急隊が、延命処置の意向について聞く理由は2つです。

## ① それによって搬送先が変わるから

- ・ 延命処置の希望の有無によって、救急救命センターに搬送するか、それとも救急救命センター以外の医療機関へ搬送するかで大きく変わってきます。救急隊は救命を主眼としているため、延命処置の希望の有無が不明な場合には救急救命センターに搬送します。

# 救急医療体制



## ② 病院に到着後、医師に引き継ぎを行うから

- ・ 救急隊は病院に到着すると、患者の情報や治療に関する意向を医師に伝えます。
- ・ 中途半端な情報では医師も対応が出来ませんから、可能な限り具体的な情報を求めています。

このような理由から、治療を受ける本人、その家族、介護施設の職員も、延命措置に関する知識や意向を知っておくことは必須であると言えます。

# 救急隊から搬送先医療機関の医師への伝達基準

救急隊は、搬送予定の医療機関の医師に対し、以下の傷病者情報等を円滑かつ確実に伝達する必要があります。

- (1) 傷病者の年齢、性別、普段状況（認知症、介護度）
- (2) 現場到着時の状況及び受傷機転
- (3) 傷病者の主訴、バイタルサイン等の観察結果（経過）
- (4) 受傷部位、救急処置の内容
- (5) 既往症、服薬内容等、参考になると思われる事項（延命希望の有無）
- (6) 医療機関到着までの所要時間
- (7) その他必要と思われる事項（家族の連絡先、連絡状況、）

# 『高齢者施設における救急対応マニュアル』 作成手順

- 1 作成体制の構築
- 2 施設内の人員体制及び指揮命令系統等の確認
- 3 かかりつけ医との事前相談
- 4 入居者及び家族の情報整理・意向確認
- 5 搬送手段の確認
- 6 応急手当に関わる条件整備
- 7 「高齢者施設における救急対応マニュアル」を作成
- 8 職員への周知・教育
- 9 マニュアルの見直し

# かかりつけ医との事前相談とは

- (1) かかりつけ医の連絡先
- (2) 状態変化時の想定
- (3) 高齢者施設において看取りを行う場合の連絡体制、手順等

予想される状態変化時の対応について（作成例）

| 利用者名（ ）     |                     |                    |
|-------------|---------------------|--------------------|
| 予想される<br>症状 | 医師の事前指示<br>（具体的な対応） | かかりつけ医に<br>連絡すべき状態 |
| 1 発熱        |                     |                    |
| 2 痛み        |                     |                    |
| 3 呼吸        |                     |                    |
| 4 意識        |                     |                    |
| 5           |                     |                    |
| 6           |                     |                    |
| 7           |                     |                    |
| 8           |                     |                    |
| 9           |                     |                    |

かかりつけ医と相談し、  
予想される症状と具体的  
な対応方法、対応の範囲  
等について決めておく。

救急対応手順（イメージ）

入所者の具合が悪くなったとき

- ☐ 入所者の状態が、かかりつけ医との事前相談時に予想された、施設職員で対応可能な状態かどうかを確認  
⇒ 対応可能であれば、指示どおり対応する

☐ 施設責任者等への緊急連絡

| 職員名    |  | 電話番号① | 電話番号② |
|--------|--|-------|-------|
| 例）施設長  |  |       |       |
| 例）看護職員 |  |       |       |

（対応の仕方が不明な場合等）

☐ かかりつけ医・協力医療機関に連絡し、指示を受ける

- ⇒ 入所者の最近の医療機関の受診状況の確認  
⇒ かかりつけ医・協力医療機関等連絡先

| 医療機関名 | 担当医師 | 電話番号 |
|-------|------|------|
|       |      |      |
|       |      |      |
|       |      |      |

- ⇒ 看取り対応や延命治療等に関する希望の有無を確認

☐ 入所者家族に連絡（状況報告・治療にかかる意思確認等）

- ⇒ 入所者ごとの緊急連絡先（⇒救急医療情報提供シート等で確認）  
※連絡した旨を救急医療情報提供シートに記録する。

かかりつけ医の指示通り対応

\* かかりつけ医等と相談の上、可能な範囲で独自の搬送手段（施設が所有する車両・医療機関が所有する搬送車両・患者等搬送事業（民間救急車）・介護タクシー等）により医療機関に搬送することを検討する。

119番通報（救急要請）

\* かかりつけ医と相談の上、可能な範囲で搬送先医療機関を確保してから119番通報することが望ましい。（医療機関に連絡し、受入可否の結果は救急医療情報提供シート等に記録しておく。）

東京民間救急コールセンター  
0570-039-099 \*ナビダイヤルは24時間無料

○かかりつけ医と連絡を取れない場合

#7119 または 119番通報（救急要請）

# 入居者及び家族の情報整理・意向確認

- ・ 以下の情報について、救急隊及び医療機関に提供するために、あらかじめ確認することともに適宜更新し、すぐに取り出せる状態にしておく

- （ア）各入居者に係る医療に関する情報（治療中の病気、既往歴、服用中の薬等）や家族等の緊急連絡先

- （イ）各入居者及び家族等の、施設における看取り対応の希望や、人生の最終段階の医療処置に対する希望

## 【入所者の具合が悪くなったときの判断】

- ・ 予想された状態か？予想に基づく、かかりつけ医の指示があるか？  
→かかりつけ医の指示通り対応
- ・ そうでない場合にはかかりつけ医もしくは協力医療機関に連絡し、指示を受ける。→指示通り対応もしくは119番通報
- ・ 119番通報した際には施設責任者等への連絡や入居者家族に連絡、患者情報の準備等

### ◎かかりつけ医に連絡を取れない場合

#7119（救急相談センター）

または 119番通報（救急要請）

※ 明らかに緊急性ありと判断される場合には、すぐに119番通報

# 1 1 9 番通報要領

- ・ 施設の住所を表示。
- ・ 患者さんの状況を具体的に伝える。
  - ①心肺蘇生方や異物所法などの指導を受けることができる。

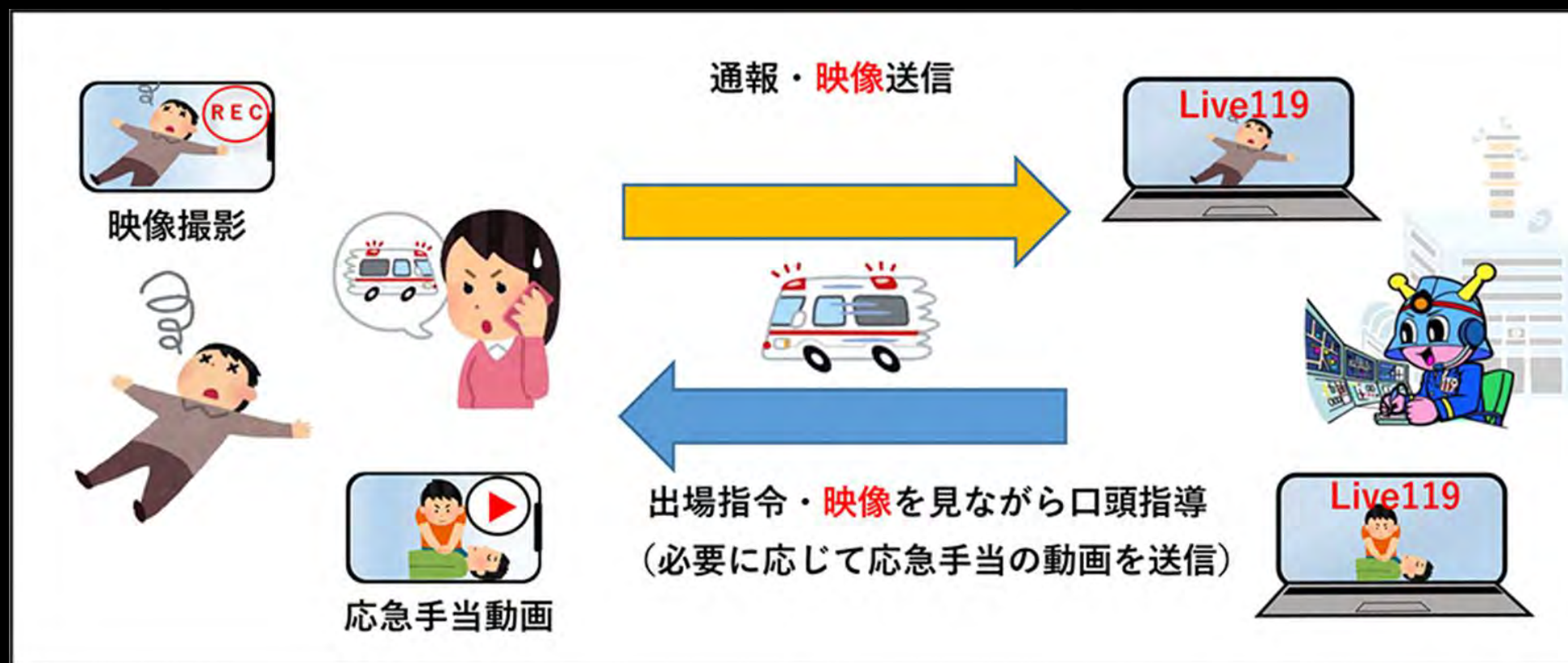
(映像活用Live 1 1 9)

- ②消防隊を同時に出場させ、情報収集や応急処置、救急隊の搬送支援を行うことができる。

※ 1 1 9 番通報は患者様の近くにいる看護師もしくは施設職員からが望ましい

# 映像を活用した口頭指導（Live 119）

東京消防庁では、公共の場での応急手当の実施率、救命率の向上のため、令和2年4月から119番通報の後に行う映像を活用した応急手当のアドバイス「Live 119」を導入しています。これは、通報者のスマートフォンを使い、救急現場などの映像を災害救急情報センターに送信等ができる仕組みです。管制員は、送られてきた映像を見ながら応急手当の方法を指導したり、応急手当のやり方が分かる動画を通報者に送信することができます。



# 映像を活用した口頭指導（Live 119）

## 映像通報システム「Live119」

スマートフォンからの通報時は、言葉で応急手当のアドバイスだけでなく、「Live119」を活用してアドバイスを行っています。この機能を使って、今起きている状況を的確に伝えることができます。



### 音声と映像を共有する「Live119」



通報者は東京消防庁から送られてくるショートメールのURLにアクセスするだけで、動画の共有をすることができます。特別なアプリなどは不要です。

### Live119の奏功事例

授乳中に0歳男児の呼吸と意識がなくなると母親からの通報。

母親は慌てた様子だったが、Live119で送信された胸骨圧迫の動画を見ながら心肺蘇生を実施。

救急隊到着時には男児の容体は回復していた。



# 迷ったら#7119へ相談

**病院? 救急車? 迷ったら**

**#7119**

つながらない場合は…  
23区 03-3212-2323 多摩地区 042-521-2323  
※通常の通話料がかかります

電話で相談

東京消防庁救急相談センター

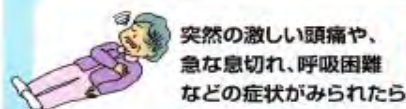
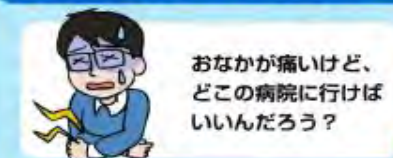
#7119 電話

ネットでガイド

東京版救急受診ガイド

#7119 検索

## 救急相談センター



迷ったら

ためらわず

### 自動音声ガイダンス

医療機関を  
お探しの方 **1**

**1**を  
押した方

救急相談を  
ご希望の方 **2**

**2**を  
押した方

※自動音声ガイダンスの途中でも番号操作は可  
能です。番号による応答がない場合は案内内  
容を1回繰り返したのち、2に繋がります。

**119番  
通報を!**

**24  
時間受付  
(年中無休)** 救急相談センター

救急相談  
通信員

●医療機関案内



救急相談  
看護師

●救急相談の対応  
●緊急性の有無や  
受診の必要性等  
のアドバイス



救急相談医

●相談業務におけ  
る医学的判断プ  
ロセスの監督と  
最終決定



※救急相談は、日本救急医学会の監修により東京都  
医師会が編集したプロトコルに基づいて相談者  
医師が対応しています。また常駐している医師(救  
急相談医)が必要に応じて助言を行い、医学的見地  
に基づいた質の高い救急相談対応を行っています。

緊急性がある

緊急性がない

救急相談  
以外の相談

救急車による搬送



医療機関案内



福祉保健局等が  
開設する窓口を案内



### 救急相談センターの主なサービス

- 症状に基づく緊急性の有無のアドバイス
- 受診の必要性に関するアドバイス
- 医療機関案内

### 救急相談として扱ってもらえない内容

- 健康相談
- 医薬品情報に関すること
- セカンドオピニオンに関すること等

## 東京版 救急受診ガイド

インターネットで病気やけがの緊急度が  
チェックできます。

東京消防庁のホームページで症状ごとの質  
問を答えていくと病気やけがの緊急度や、  
受診する科目を確認できます。



判断結果によって緊急度が分かります。

**赤** 救急車要請

「今すぐ救急車で」  
病院に行った方がよい

**橙** 今すぐに受診

「1時間以内」に  
病院に行った方がよい

**黄** これから受診

「6～8時間以内」に  
病院に行った方がよい

**緑** 明日には受診

「24時間以内」に  
病院に行った方がよい

### 東京版 救急受診ガイド 冊子版

全ての消防署に置いてあ  
りますので、どうぞ利用  
ください。該当する症状が  
ない場合、判断がつかない  
場合、救急相談センターへ  
の電話相談へ戻します。



## 東京版 救急受診ガイド

携帯電話は  
こちらから



スマート  
フォンは  
こちらから



パソコンからは 東京消防 検索

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp>

# 救急隊からのお願い事項について

- ・ 各入居者ごとに救急医療情報シートを作成し、適宜更新（1年に1回もしくは救急搬送、医療機関へ入院など情報に更新がある場合）。
- ・ 急変時の対応について、本人の意思、家族の意向等を事前に具体的に確認し救急医療情報シートに記載しておくことが望ましい。

# 八高連 救急医療情報の活用

表

## 救急医療情報

※ 本用紙はおおむね18歳以上の方を対象としています。(八王子市高齢者救急医療体制広域連絡会)

|               |                      |  |  |
|---------------|----------------------|--|--|
| 住 所           | 八王子市 町 丁目 番 号        |  |  |
| ふりがな          |                      |  |  |
| 氏 名           | 年齢 歳<br>(平成 年 月 日現在) |  |  |
| 生年月日          | 明治・大正・昭和 年 月 日       |  |  |
| 性 別           | 男 ・ 女                |  |  |
| 通 信 先<br>電話番号 | 042- ー ー             |  |  |

◇医療機関

|                   |                         |
|-------------------|-------------------------|
| 現在治療中の病気          | 高血圧・糖尿病・心臓病・脳卒中・その他 ( ) |
| 過去に医師から<br>言われた病気 |                         |
| 服用している薬           |                         |
| かかりつけの病院          | 病 院 名: 所在地: 市・区: 電話番号:  |

もしもの時に医師に伝えたい事があれば「□」の中にチェックして下さい。

☐ できるだけ救命、延命をしてほしい  
☐ 苦痛をやわらげる処置なら希望する  
☐ なるべく自然な状態で見守ってほしい  
☐ その他 ( )

◇緊急連絡先

| 氏 名 | 続柄 | 住所 | 電話番号 |
|-----|----|----|------|
|     |    |    |      |
|     |    |    |      |

作成日 年 月 日 更新日① 年 月 日  
 更新日② 年 月 日 更新日③ 年 月 日  
 更新日④ 年 月 日 更新日⑤ 年 月 日

◇高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)

|     |         |
|-----|---------|
| 名 称 | 電 話 番 号 |
|     |         |

裏

## 救急隊への申し送り事項

(救急隊要請時に施設職員等が記入して下さい)

◇発生状況

|      |      |  |
|------|------|--|
| 要請概要 | 発生時間 |  |
|      | 場 所  |  |
|      | 概 要  |  |
| 応急手当 |      |  |

◇連絡医療機関

|       |      |             |
|-------|------|-------------|
| 医療機関名 | 担当者名 | (Dr・Ns・事務員) |
| 医療機関名 | 担当者名 | (Dr・Ns・事務員) |
| 医療機関名 | 担当者名 | (Dr・Ns・事務員) |
| 医療機関名 | 担当者名 | (Dr・Ns・事務員) |

◇家族連絡

|     |        |     |      |  |
|-----|--------|-----|------|--|
| 未・済 | 名前(続柄) | ( ) | 電話番号 |  |
| 未・済 | 名前(続柄) | ( ) | 電話番号 |  |
| 未・済 | 名前(続柄) | ( ) | 電話番号 |  |

## 注 意 事 項

- 救急医療情報について
  - 救急医療情報は、事前の意思表示に基づき、ご自身の救急情報を届け付けた救急隊に、迅速的確に提供することを目的としています。
  - 救急医療情報を、救急隊等へ提供することについて同意できる場合に、ご自身もしくはご家族で記載願います。
  - 記載内容に変更があった場合には、その都度、新しい情報を記載してください。
  - 救急医療情報は個人情報ですので、ご自身の判断と責任において管理し、紛失に注意してください。
- 緊急連絡先について
 救急隊等が、緊急連絡先に記載されている方に対し電話連絡をする場合がありますので、ご自身もしくはご家族で事前に説明し、同意を得ておいてください。
 問合せ先
 

◎八王子消防署 警防課 救急係  
 電話番号 042-325-0119 内線 380  
 又は近くの 由木分署、榎町分署、元八王子出動所、小宮出動所、浅川出動所、北野出動所、みなみ野出動所  
 ◎八王子市役所 医療保険部 地域医療政策課  
 電話番号 042-326-3111 内線 3013

## ① 1 1 9 番通報から救急隊施設到着まで

- ・ 救急隊からより詳細な情報聴取・応急手当指導のため電話が入る
- ・ 応急手当の実施 →心肺蘇生処置やAED使用、外傷処置など
- ・ 施設内への周知→事務所や守衛等
- ・ 救急隊及び医療機関につたえる情報の整理→「救急医療情報シート」等に記入、介護記録、看護記録、かかりつけ医による診療情報提供書（紹介状）お薬手帳等の用意
- ・ 救急車同乗の準備→保険証、診察券、現金など

## ② 救急隊 施設到着～医療機関到着

### 救急隊 施設着

- ・ 施設の開錠
- 救急隊の誘導
- ・ 入居者の状況報告

### 救急車 施設発

- ・ 状況がわかる施設職員が救急車に同乗

※持参するもの→「救急医療情報シート」等、介護記録、看護記録、かかりつけ医による診療情報提供書（紹介状）お薬手帳、保険証、診察券、現金等

・ 施設の職員体制上困難等の事情により職員が同乗しない場合は、救急隊に必要な情報提供等を行うとともに、その後も救急隊や医療機関と連絡を取り合える体制を整えておく。

- ・ 搬送先医療機関を入所者家族に連絡先

### ③ 救急車 医療機関到着以降

#### (1) 同乗した職員の医療機関到着時の対応

- ア 医療機関職員の指示により、受診受付
- イ 医師・看護師に状況説明
- ウ 入所者家族に状況説明
- エ 施設に適宜状況報告

#### (2) 受診後の対応

入院手続き・施設に戻る手続き等

# 高齢者施設における救急対応マニュアル

30 福保医教第474号  
平成30年6月26日

各 高齢者施設管理者 様

東京都福祉保健局医療政策部長  
矢 沢 知 子  
( 公印省略 )  
東京都福祉保健局高齢社会対策部長  
粉 川 貴 司  
( 公印省略 )

「高齢者施設における救急対応マニュアル作成のためのガイドライン」の  
策定について（通知）

平素より、東京都における救急医療行政及び高齢者福祉行政に御協力いただきありがとうございます。

高齢化の進展に伴い、都内における救急搬送件数が増加していますが、高齢者施設からの救急要請は緊急性が高い案件が多く、より速やかな対応が求められます。

このため、都は、高齢者施設における救急対応の円滑化を目的として、救急対応の際の手順やポイント、救急搬送する際に伝えるべき情報等について検討し、高齢者施設において施設ごとの実態に即した救急対応マニュアルを作成できるよう、「高齢者施設における救急対応マニュアル作成のためのガイドライン」を策定いたしました。

つきましては、貴所におかれましても、本ガイドラインを御活用いただき、関係機関と連携のうえ救急対応マニュアルを作成していただきますようお願いいたします。

なお、本ガイドラインは福祉保健局ホームページにも掲載しています。

([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/kyuukyuu/kourei\\_kyuukyuu.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/kyuukyuu/kourei_kyuukyuu.html))

また、本ガイドラインは、高齢者施設の他、救急告示医療機関、地区医師会、各消防署にも通知しておりますことを申し上げます。

## 【問合せ先】

(医療機関の方)東京都福祉保健局医療政策部救急災害医療課  
担 当 中瀬井田 田畑  
電 話 03-5320-4427 (直通)  
(高齢者施設の方)東京都福祉保健局高齢社会対策施設支援課  
担 当 松本 高野  
電 話 03-5320-4264 (直通)

## 高齢者施設における救急対応マニュアル 作成のためのガイドライン

平成30年4月  
東京都福祉保健局